明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四）　一
○電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**五）　三
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**一）　六
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**八六）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一五
平成二十四年度弁理士試験の施行（工業所有権審議会）
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　四五
特殊法人等
平成二十三年度マンション管理士試験合格者、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　八二
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　八七
会社その他
会社決算公告　九〇

省令

○経済産業省令第四号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条第二号の規定に基づき、電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令

電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の配線器具の表1　コンセント2　マルチタップ3　コードコネクターボディ4　アイロンプラグ5　器具用差込みプラグ6　その他の差込み接続器の項の次に次のように加える。

延長コードセット	定格電圧	(1)　125V以下のもの
		(2)　125Vを超えるもの
	定格電流	(1)　15Aのもの
		(2)　20Aのもの
	出力側の極（アース極を含む。）の数	(1)　2のもの
		(2)　3のもの
	刃の取付けの方式	(1)　一体として成形されているもの
		(2)　その他のもの
	差込みプラグの主絶縁体の材料（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に定める寸法に適合するものに限る。）	(1)　合成樹脂のもの
		(2)　その他のもの
	コードコネクターボディ又はマルチタップの主絶縁体の材料（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表2又は表3に定める寸法に適合するものに限る。）	(1)　合成樹脂のもの
		(2)　その他のもの
	差込みプラグの外郭の材料（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に定める寸法に適するものに限る。）	(1)　金属のもの
		(2)　合成樹脂のもの
		(3)　その他のもの
	コードコネクターボディ又はマルチタップの外郭の材料（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表2又は表3	(1)　金属のもの
		(2)　合成樹脂のもの
		(3)　その他のもの